

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される社会基盤です。

今年の10月から マイナンバーが通知されます

今年の10月から住民票を有する皆様一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。通知は、町から、原則として住民票に登録されている住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。住民票の住所と異なるにお住まいの方は、番号の通知がされない場合もありますので、住民票を移してください。



通知カードは券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された紙製のものになります。マイナンバーが漏えいしている、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、大切に保管してください。

平成28年1月から マイナンバーを利用します

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。通知カードでマイナンバーが通知された後に、町に申請すると、平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されたものです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに記載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請等に使用できます。ICチップには、所得の情報や病気の履歴などは記録されませんので、個人番号カード1枚からすべての個人情報がかつてしまうことはありません。既に住民基本台帳カードをお持ちの方は、その有効期限まで住民基本台帳カードを利用することができます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできませんので、個人番号カードを申請された方は、住民基本台帳カードを返納していただく必要があります。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続など、法で定められている場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人情報ファイルを不正に提供したりすると、処罰の対象になります。

コールセンターが開設されています。利用してください（内閣府で運営）

ご不明な点がございましたら、左記のコールセンターをご利用ください。
☎0570-2010178 全国共通ナビダイヤル
【時間】平日9時30分～17時30分（土日祝日を除く）

法人には、法人番号が通知されます

今年の10月から法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

ランプの宿 森つべつ 営業時間変更のお知らせ

4月24日（金）より以下の通り営業時間を変更しております。
冬期は毎週木曜日が全館休業でしたが、4月24日（金）からは毎日営業致します。
日帰り入浴 10：30～22：00（受付～20：30）
レストラン営業時間
ランチタイム 11：30～15：00（LO 14:00）
ディナータイム 17：00～21：30（LO 20:30）
無料送迎バスの運行に変更はございません。
問い合わせ先 ランプの宿 森つべつ ☎76 - 3333

春の全国交通安全運動 5月11日（月）～20日（水）

運動の重点
子どもと高齢者の交通事故防止
自転車の安全利用の推進
全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
飲酒運転の根絶

【全道統一行動日】
5月11日（月）セーフティコール

【交通事故死ゼロを目指す日】
5月20日（水）

問い合わせ先 住民環境グループ ☎76 - 2151（内線216）

森林管理認証（SGEC - CoC） 取得に対して支援を行います



津別町では、SGEC認証森林から産出される認証材の利用拡大を図るため、町内事業所のSGEC - CoC認証取得に対し支援を行います。

津別町の町有林（1,360ha）は、平成24年度にSGEC森林管理認証を取得しました。本町の森林の約85%を占める国有林・道有林も同様にSGEC森林管理認証を取得しており、町内の森林認証率は90%と高い比率です。SGEC - CoC認証とは、適正に管理された認証森林から生産される木材等を、生産・流通・加工工程でロゴ・マークを付すなどして管理し、市民・消費者に届ける制度です。SGECとは、『緑の循環』認証会議の略語であり、我が国独自の森林認証制度です。CoC認証（Chain of Custody）とは、認証材等の生産・加工・流通工程の管理認証をいいます。

補助対象者	支援内容
個別取得または複数事業所によるグループで取得をする事業所 町内に住所を有する事業所 町税を滞納していない事業所 関連する法令の規定に違反していない事業所 町に対する債務を滞滞していない事業所	SGEC - CoC認証に係る審査に要する費用のうち ①初回の認証審査費用（補助率1 / 2以内） ②5年毎の更新審査費用（補助率1 / 2以内）が対象です。 毎年の定期審査費用は対象外です。

申請に必要な書類

所定の申請書 認証の取得（更新）申請書の写し
 認証の取得（更新）申請に係る経費の内訳が明記されている見積書の写し
 グループ認証の場合は、当該対象事業所に係る見積書の写し 誓約書兼同意書

問い合わせ・申請先 産業振興課 再生可能エネルギー推進グループ ☎76 - 2151（内線318）

認証の取得申請をご検討の方は、事前にご相談ください。